

平成28年7月7日

答申第716号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKの記者が書類送検されると報道されたことについて、「具体的な内容と貴協会のこの件についての対応」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は個人に関する情報であって、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

なお、NHKでは公共放送としての説明責務を果たすため、原則として懲戒免職・諭旨免職の処分、公判請求された刑事事件に関する懲戒処分、公金の着服などの不正に関わる懲戒処分については、その処分内容や事由等を公表することとしていることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、規程第8条1項3号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年7月7日（第240回審議委員会）

第730号諮問、審議、答申